

## 持続可能な医療提供体制の確立を求める意見書

感染症指定医療機関をはじめとする多くの医療機関は、これまでの新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に対し、陽性者の診療はもとより、各種検査、ワクチン接種などに懸命に取り組んできた。その結果、我が国においては、新型コロナウイルスの感染拡大は落ち着き、通常的生活を徐々に取り戻しつつある。

しかしながら、これまでの新型コロナウイルス感染症への不安や恐れのがりが、医療機関に対するいわれなき誹謗中傷や受診を控える行動を招いたことなどにより、厚生労働省の「医療経済実態調査」の結果に示されているように、医療機関の経営は苦しい状況にある。

こうした中、今後の医療機関の経営は、新型コロナウイルス感染拡大時における医療需要に対応できるよう体制を整備するとともに、医療ニーズを的確にとらえながら、平時への移行においても万全の備えをする必要がある。

よって、国においては、地域の医療現場を支える医療従事者の生活を守り、国民が将来にわたり必要な医療を安心して受けられる持続可能な医療提供体制を確立するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症対策における有事の医療提供体制はもとより、平時の医療提供体制の維持についても医療機関に対する適切な財政支援を行うこと。
- 2 令和4年度の診療報酬改定に当たっては、地域の医療現場とそれを支える医療従事者に対する十分な配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣

全世代型社会保障改革担当大臣